

公益社団法人日本サーフィン連盟
選手選考専門委員会および選手選考に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本サーフィン連盟（以下「本連盟」という。）に設置される選手選考専門委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めることにより、選手選考に関しその公正、適正をはかることを目的とする。

(選手選考専門委員長・選手選考専門副委員長の就任)

第2条 選手選考専門委員長（以下「委員長」という。）は強化委員長がこれに当たり、選手選考専門副委員長（以下「副委員長」という。）は強化副委員長がこれに当たる。

(選手選考専門委員の任命)

第3条 委員長と副委員長は、以下の者の中から 選手選考専門委員（以下「委員」という。）を推薦し、理事会の承認により委嘱する。

- (1) 強化本部担当理事
- (2) ハイパフォーマンスディレクター
- (3) アシスタントハイパフォーマンスディレクター
- (4) 日本代表監督
- (5) 強化スタッフ（コーチ・外国人コーチ・JOC 専任コーチ・専門スタッフ）
- (6) 強化本部運営委員
- (7) 学識経験者 1 名
- (8) 事務局員 1 名

2 委員の人数は、4 名以上 10 名以下とする。

(委員会)

第4条 委員会は、第3条第1項の者をもって構成する。

2 委員会は、次の事項について決議する。

- (1) 国際大会における日本代表選手の選考
- (2) 強化指定選手の選考
- (3) 上記(1)(2)に付帯する事項

3 委員会は、必要に応じ開催する。

4 委員会は、委員長が招集する。

5 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

6 委員会の決議は、総委員数の 3 分の 2 以上の委員が出席し、出席した委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は議長が決する。

7 委員長は、選考する種目とその選手固有の状況を確認するため、関連種目の関係者を参考人として、2 名を限度に委員会に出席を求め、その意見を徴することができる。

8 委員会の議事については、議事録を作成するものとし、議長及び出席委員の中から選出された議事録署名人 2 名以上は、当該議事録に記名押印する。

(審議事項等)

第5条 第4条に基づき、委員会により選考された強化指定選手及び日本代表選手は、理事会の承認により決定する。

2 第4条第2項(3)に関連する事項は、委員会で審議の上、理事会の承認により決定する。

(強化指定選手の決定手続)

第6条 委員会は、理事会の承認により強化指定選手選考基準を決定し、選考対象大会のシーズン前に、本連盟オフィシャルサイトに掲載して公表する。

2 委員会は、前項の強化指定選手選考基準に基づき、強化指定選手を選考する。

3 委員会が選考した強化指定選手は、理事会の承認により決定する。

4 本連盟は、前項の決定に基づき、強化指定選手を任命して、本連盟オフィシャルサイトに掲載して公表する。

(日本代表選手の決定手続)

第7条 委員会は、理事会の承認により日本代表選手選考基準を決定し、選考対象大会の開催前もしくは可能な限り早急に、本連盟オフィシャルサイトに掲載して公表する。

2 委員会は、前項の日本代表選手選考基準に基づき、日本代表選手(補欠選手を含む)を選考する。ただし、国際大会が急に開催が決定した等、当該日本代表選手選考基準が適用できない場合において、過去の競技成績等を参考にして選考を行うものとする。

3 委員会が選考した日本代表選手(補欠選手を含む)は、理事会の承認により決定する。

4 本連盟は前項の決定に基づき、日本代表選手(補欠選手を含む)を任命して、本連盟オフィシャルサイトに掲載して公表する。

(日本代表選手の入れ替え)

第8条 第7条の規定にかかわらず、既に任命された日本代表選手が当該大会に出場できず、また補欠選手も出場できない場合、委員長は、副委員長、強化本部担当理事、ハイパフォーマンスディレクター、日本代表監督と協議の上、当該日本代表選手の入れ替えを理事会に諮ることができる。

2 前項の場合、委員長は、理事会の承認により、新たな日本代表選手を決定する。

3 本連盟は、前項に基づき決定された日本代表選手を任命して、本連盟オフィシャルサイトに掲載して公表する。ただし、本連盟オフィシャルサイトへの掲載に十分な時間がないときは、適宜相当な方法により公表するものとする。

(選考基準の公表)

第9条 本連盟は、強化指定選手及び日本代表選手の選考基準をできる限り事前に広く公表するものとする。

(不服申し立て)

第 10 条 委員会の選手選考決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構の定めるスポーツ仲裁規則に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

(守秘義務)

第 11 条 委員長、副委員長、委員および参考人は、委員会の審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(改 廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附 則

この規程は、2023 年 12 月 14 日から施行する。

(理事会承認 2023 年 12 月 13 日)

改定 2024 年 9 月 11 日 理事会承認